

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷スズ又は有傷物質を偶然の一時的に吸入、吸収又は摂取したときと急激かつ偶然な外来の事故に起因して急激かつ偶然に発生する中毒症候を除去します。ただし、細菌性食中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約款募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第3項に定められているをいいます。

この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の時から復帰の予定の時は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たことなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加中」とはいいません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等サービスの提供を一切受けず日（旅行日程の標準時）により、あらかじめ定められている場合において、その旨が当該日又はその日に旅行者が被った傷害に対してこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- (2) 前項の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ホ 宿泊機関以外に施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とする。

第2項 の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- (2) 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ホ 宿泊機関以外に施設であるときは、当該施設からの退場時とする。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合～その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対して補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない状態のまま運転行為を行って生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

前項の病態疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

前項の交通事故、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

旅行者の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故

戦争、外国の武力行使、革命、武装暴動、乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（この規定においては、群衆多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

前二号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我類（いわゆる「むちうち症」）は腰痛・他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合～その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合～その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

- (1) 旅行者が別乗車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも競争を含みます。）又は試乗（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートこれらを用いて行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- (2) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便である不定期便であると認められません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合～その4）

第5条の2 当社は、死亡又は死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、他の者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害（身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害を受けた後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名に対して、当該傷害の各号の各に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認めて、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられている後遺障害のうち、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2級以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（股関節及び足）の後遺障害に対しては、一級ごとの後遺障害補償金、補償金額の割合を以て限度とします。

前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこととなり、かつ、通院（医師による治療の場を指し、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「通院」とします。）を受けたとき、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数90日以下 10万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 20万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 4万円

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上180日未満の傷害を受けたとき 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円

旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とします。

当社は、旅行者1名に対して入院見舞金又は入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべきときは、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこととなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において「通院」といいます。）を受けたとき、その日数（以下「通院日数」といいます。）が1日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 通院日数7日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等で固定保持した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたすこととなり、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障をきたさない程度に傷害が生じた場合は、通院見舞金を支払いません。

当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名に対して通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例）

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第1の項に、第1号に掲げるもの）のみを支払います。

（当該入院日数又は通院日数）×（当社が支払うべき入院見舞金）

（当該通院日数）×（当社が入院見舞金を支払うべき期間の日の総数×1万円）×（当該入院日数を超えた日数を通院日数とみなしたとき、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金）

（死亡の認定）

第11条 当社が検査する航空機もしくは船舶の航行方向となっており、又は運送しからずして航行している状態において旅行者が見失われたときは、航空機若しくは船舶の航行不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の傷害等又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の傷害を受けたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となった事故と発生した傷害若しくは疾病の併発により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生又は補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の医師の診察若しくは死体の検査を求めたことがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の知らない事由により第1条の傷害を受けたときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該傷害の程度を説明する医師の診断書、入院見舞金又は死亡補償金の請求書、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当該事故の正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のこを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社定めた補償金等請求書及びに掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 死亡補償金の請求の場合
 - イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿並びに戸籍簿証明書
 - ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- (2) 後遺障害補償金の請求の場合
 - イ 旅行者の医師診断書
 - ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ハ 後遺障害の程度を説明する医師の診断書
- (3) 入院見舞金請求の場合
 - イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ロ 傷害の程度を説明する医師の診断書
- (4) 通院見舞金請求の場合
 - イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ロ 傷害の程度を説明する医師の診断書

入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

当社は、前項以外の書類の提出を求めることは、前項の規定の一部の趣旨を認めることとします。

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のこを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に自己所有の機材・金品等（以下「携帯品」といいます。）に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「携帯品補償金」といいます。）を支払います。

（携帯品補償金を支払わない場合～その1）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (2) 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取る目的でなかつた場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態の自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防は除きます。
- (7) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者がこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってその発見し得ない瑕疵を除きます。
- (8) 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、おろし、虫食い等
- (9) 自然の外力や相対して補償対象品の機能に支障をきたさない損害
- (10) 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

(1) 補償対象品の数値忘れ又は紛失

(2) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（携帯品補償金を支払わない場合～その2）

第17条の2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、携帯品補償金を支払いません。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（補償対象品及びその範囲）

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の回りの品に限ります。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- (3) 積本、設計書、図案、標本その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シュー・デュー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で管理されるデジタル記録媒体に記録されたものを含まず。）
- (4) 船舶（以下「モーターボート」及び「ボート」を含みます。）及び自動車、原動機付自転車
- (5) 衣類及びその付属品
- (6) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- (7) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

（動物及び植物）

(8) その他当社があらかじめ指定するもの

（携帯品及び補償対象品の支払）

第19条 当社が携帯品補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び第3条第3項の費用の合計額が10万円を超えないときは、その額とします。

補償対象品の1個又は1対に対しての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの価額を損害額として前項の規定を適用します。

当社が支払うべき携帯品補償金額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもつて限度とします。ただし、損害補償金旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、携帯品補償金を支払います。

（損害の防止等）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止に誠実に努めること。
- (2) 損害の発生原因となった事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- (3) 旅行者の所有する補償対象品を支けようとする場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に誠実に努めたことと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、損害額を超過する行使によって受け取ったことと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

当社は、次に掲げる費用を支払います。

- (1) 前項第1号に規定する損害の防止に誠実に努めたことと認められる額のうち当社が必要又は有益と認めた費用
- (2) 前項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

第21条 当社は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及びに掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 傷害若しくはこれに代わって第3条第3項の事故証明書
- (2) 補償対象品の機能の程度を説明する書類
- (3) その他旅行者の要求する書類

旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のこを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき又は提出しなかったときは、同様とします。当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条 旅行者が前項の規定に違反して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を超過することがあります。

（代位）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1項関係）

山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、ロープウェイ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハンダグライダー、格闘技、乗組乗機（モーターボート、クワッド、マイクロライト機、ウルトラライト機、超乗機、ジェットスキー）格乗その他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき 100%
- (2) 一眼が失明したとき 60%
- (3) 一眼の視正視力が0.6以下となったとき 5%
- (4) 一眼の視野喪失（さく）（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合）となったとき 5%

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
- (2) 一耳の聴力を全く失ったとき 30%
- (3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき 5%

3 鼻の障害

鼻の機能に著しい障害を残すとき

- 4 その他、20%の
- (1) しゃべり又は言語の機能を全く失ったとき 100%
- (2) しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
- (3) しゃべり又は言語の機能に障害を残すとき 15%
- (4) 歯に五本以上の欠損を生じたとき 5%

5 外見（ぼう）（顔面・頸（けい）部）の醜状

- (1) 外見（ぼう）に著しい醜状を残すとき 15%
- (2) 外見（ぼう）に著しい醜状を残すとき 3%

6 脊（せき）柱の障害

- (1) 脊（せき）柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき 40%
- (2) 脊（せき）柱に運動障害を残すとき 30%
- (3) 脊（せき）柱に奇形を残すとき 15%

7 腕（うで）の障害

- (1) 腕（うで）は腕と一体化したとき 60%
- (2) 腕（うで）は腕と一体化したとき又は三関節の機能を全く失ったとき 50%

(1) 腕（うで）は腕と一体化したとき又は三関節の機能を全く失ったとき 35%

(2) 腕（うで）は腕と一体化したとき又は三関節の機能を全く失ったとき 5%

8 手の障害

- (1) 一手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき 20%
- (2) 一手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15%
- (3) 拇指以外の一指を第二指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 8%

(4) 拇指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9 足の障害

- (1) 足の第一足指を趾（し）間関節（指節間関節）以上で失ったとき 10%
- (2) 足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
- (3) 足の第一足指以外の足指を第二趾（し）間関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 5%
- (4) 足の第一足指以外の足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10 その他他の身体部位の機能に著しい障害により終身雇用を弁ずることができないとき 100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3（第8条第2項関係）

- (1) 両眼の視正視力が0.6以下になっていること。
- (2) しゃべり又は言語の機能を失っていること。
- (3) 両耳の聴力を失っていること。
- (4) 両手の指関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- (5) 一手の腕の機能を失っていること。
- (6) 両脚関節の障害のうち身体の自由による歩行、洗面等の起立動作に阻害されていること。

7 脚部系統又は精神の障害のため身体の自由が全面に制限され、洗面等の起立動作に限られていること

8 その他上述部位の合併障害のため身体が全面に制限され、洗面等の起立

